

第6日

令和7年12月9日（火）

午前11時15分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、6番徳永秀俊議員の質問を許可します。6番徳永秀俊議員。

（6番徳永秀俊君登壇）

○6番（徳永秀俊君） 皆様、こんにちは。6番議員、公明党の徳永秀俊でございます。

本日は一般質問の機会をいただき、心より感謝いたします。

私は今、強い決意と朝倉市への深い思いを胸に、この演壇に立っております。今日のこの議会をもって、長年、市政を支えてきた現庁舎が、今月、その役目を終えようとしております。数々の災害を乗り越え、市民の暮らしを守り、行政の最前線として働き続けてくれた現庁舎、ここには、職員の皆様の汗と努力、市民の皆様の願いや思いが染み込んでおります。私はこの場所に、心からの敬意と感謝を伝えたいと思います。本当に長い間、朝倉市を支えてくれてありがとうございます。

そして、来月から、私たちは新しい庁舎へと歩みを進めます。新庁舎は未来の朝倉市の象徴です。安全性、利便性、災害への備え、全てが今まで以上に整った新しいスタートラインであります。しかし、忘れてならないのは、建物が変わるだけでは、市政は変わらないということでもあります。変わるべきは私たちの姿勢であり、覚悟であり、市民に寄り添う心であると思います。私は議員として、これからの朝倉市を誰もが進み続けたいと思えるまちにするため、情熱を持って取り組むことを誓います。

子どもたちが夢を持ち続けられるまち、働く世代が活力を感じられるまち、高齢者が安心して暮らせるまち、災害に強く地域の絆が息づくまち、何より市民の皆様が、朝倉に生まれてよかった、住んでよかったと心から思えるまち、私はその実現のために全力で情熱を燃やし続けます。

新庁舎の開庁は、朝倉市が新たな未来へ向けて踏み出す大きな一歩であります。この節目のときに、市民の皆様の期待に応え、よりよい市政をつくる責任を私たちは担っております。そして、私はこの議場にいる全員の方とともに力を合わせて、前に進みたいと思います。

朝倉市の未来は、行政だけでも、議会だけでもつくれません。市民とともに歩む市政こそが、新しい朝倉市の原動力であります。本日の一般質問では、その思いを込めまして、必要な施策と改善策をしっかりと提案をまいります。執行部の皆様、よろしくお願い申し上げます。

（6番徳永秀俊君降壇）

○議長（小島清人君） 6番徳永秀俊議員。

○6番（徳永秀俊君） まず最初に、骨粗しょう症予防に関する提案をしたいと思います。

この骨粗しょう症は、年齢による体の変化やカルシウムなどの栄養が不足することにより、骨がもろくなる病気でございます。これが原因で、生活の動作や少しの衝撃によって骨折する場合があります。検査では、簡易検査だと思いますが、かかとに超音波を当てて、骨密度を測定するそうです。

生前、私の母はあるとき、腰が痛いと言い出しまして、お医者さんに行きますと、14か所も背骨が折れとるげなど、そう言って帰ってまいりました。いわゆる骨粗しょう症による圧迫骨折であります。その後、いろんなお薬を飲むようになりまして、痛みのほうは緩和したみたいですが、なかなか自分では気づかないうちに骨粗しょう症になっているということでございます。

私の母に限らず、骨粗しょう症は高齢者の骨折を招き、要介護の主要因になっております。特に大腿骨頸部骨折は、入院・手術費用は高額で、市の医療費にもひいては影響するものと思っております。実際に朝倉市でも高齢化率が高く、今後、さらに増加が予想されると思われまます。本市でも、転倒、骨折による介護認定が増えるものと思っております。

骨粗しょう症の早期発見と予防が、健康寿命を伸ばし、医療費の抑制に直結するものと思われまます。この点について、本市の考えを伺います。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 骨粗しょう症は、転倒や骨折を機に、要介護状態につながりやすく、重症化すると治療費の増大に加え、介護サービスの利用が長期に及ぶ傾向がございます。そのため、糖尿病などほかの生活習慣病と同様に、早期発見、早期治療、予防的な生活習慣改善に取り組むことにより、結果として、医療や介護費の抑制につながるものと認識しております。健康で自立した高齢期を迎えるために重要であると考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。

それでは、骨粗しょう症は非常に大事、今後、本市の取組ですね、まず、この骨粗しょう症の検診、今現在の在り方がどうであるかを伺いたいと思っております。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 現在、市の住民健診では、骨粗しょう症検診は行っておりませんが、朝倉診療所におきまして、半日人間ドックのオプション検査として実施しております。

また、検診ではございませんが、介護サービス課と健康課で、高齢者のフレイル予防や介護予防を目的に行っております。高齢者の保険事業と介護予防等の一体的な実施事業におきましては、地域の通いの場におきまして、骨密度測定や筋量測定等フレイルチェックを行っております。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） 現在、検診等に行っていないと、定期的ですね。それでお伺いたしますけれども、骨粗しょう症に関する検診の受診者とか、今後、受診率の推移、こういったことを今後把握していくことは大事なんじゃないかなと、私は思っておりますけれども、こういった点はいかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 現在は骨粗しょう症検診を市の住民健診としては実施しておりませんので、受診者数や受診率の推移を市として把握することはできませんが、一方で、骨折の予防や生活の質の維持の観点から、その対策が重要であることの御指摘はそのとおりだと考えております。

そのため現状では、高齢者の医療費における骨折の割合や介護費の状況などを継続的に把握しまして、生活習慣の改善の支援や転倒、骨折予防の取組に生かしていきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。今後は検診のその受診者数とか受診率、そういった推移を数値化していくということによろしかったですかね。もう一回お願いします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 現在は検診としては実施しておりませんので、その受診率や受診者数というのは把握することはできかねますが、医療費における骨折の割合とか介護費の状況については、継続的に把握していきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） ありがとうございます。先ほどもちょっとお話に出ましたけども、この骨折予防のためのフレイル対策、運動指導、こういったものは、今現在どのように行われておりますか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 市では、ステップ運動やスロージョギングなどの運動教室を各コミュニティや自治公民館等、市内22か所で実施しております。ステップ運動教室では、参加者の体力測定を年に1回行っております。また、食事の面からは、食生活改善推進員考案のカルシウムが豊富で栄養バランスの取れた食事なども、実習を通して紹介しておりまして、様々な健康教育や保健指導を通して、骨折を予防するための体づくり、フレイル予防を行っているところでございます。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） 分かりました。ありがとうございます。

私からの御提案なんですけれども、50歳以上、いわゆる節目の健診といたしまして、この閉経期に骨密度、これは女性の方なんですけど、50歳女性への節目健診の導入を提案いた

したいと思います。閉経期に骨密度が急低下することが知られておりまして、また、多くの自治体では50歳対象の無料健診を実施しておりますが、本市の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 50歳前後の女性をはじめとする中高年期からの骨粗しょう症対策は重要であると認識しております。市では現在、特定健診や各種がん検診、ステップ運動教室、介護予防やフレイル予防事業を通じて、生活習慣病や転倒、骨折予防に取り組んでいるところでございます。

骨粗しょう症検診の実施につきましては、国、県の動向や他市町村の実施状況も調査しながら、また、朝倉診療所で行っております健診を活用するなど、現在行っている事業と合わせて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） ありがとうございます。今後、検討を進めていきたいということで、前向きに取り組んでいただけたと思います。

この骨粗しょう症というのは、骨折による寝たきりを防ぎ、医療費を抑える投資効果の高い政策であると思います。市民の健康寿命を伸ばし、検診強化と予防事業の充実を強く求めて、この質問を終わりたいと思います。ぜひともよろしく願いいたします。

議長、続けて質問させてもらっていいですか。

じゃあ、次の質問をさせていただきます。認知症事故対策につきまして質問させていただきます。

近年、全国の幾つかの自治体では、認知症高齢者による事故、損害に備える保険制度を取り入れる動きが出ております。

例えば、荒川区では、認知症高齢者らを対象に、個人賠償責任保険を2024年12月から開始。事故で他人をけがさせたり、他人の財物を壊してしまった場合に、保険で補償する制度であります。住民負担がなく、区が保険料を負担しているということでございました。

また、愛知県の日進市、またはお隣の日田市でも、認知症高齢者等の個人賠償責任保険事業として、類似の制度を導入されております。補償内容は、他人にけがさせた、他人の財物を壊した、誤って線路に入るなど損害が発生など、広く設定されておりまして、補償上限は大体1億円、保険料は自治体が全額負担することで、加入者の自己負担はないそうです。

つまり、認知症高齢者の偶発的な加害事故に備える保険は、既に実績ある自治体モデルとして存在をしております。そこで質問をさせていただきます。朝倉市は、認知症高齢者による事故や器物損壊に備える、自治体負担型の個人賠償責任保険制度の導入を検討できないでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 認知症高齢者等に対する個人賠償責任保険の導入についてのお尋ねにお答えいたします。

東京都荒川区や愛知県日進市などが導入しております、認知症高齢者等個人賠償責任保険に関する事業につきましては、令和元年6月に、国が示した認知症施策推進大綱におきまして、民間の損害賠償保険が普及していくよう、各保険会社の取組を後押しすることなどが盛り込まれております。

その後、国の方針も踏まえ、現在では民間保険に附帯する個人賠償責任保険等が普及してきていることから、本市といたしましては、現時点で市独自の認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の実施はしていないところでございます。

一方で、全国的な推計では、65歳以上の5人に1人が認知症になると見込まれておりまして、本市におきましても、令和5年度に介護認定を受けられた方のうち58.4%に、日常生活に何らかの支障を来すような認知症が見られるという結果は出ているところであります。

今後は、地域包括支援センターや介護サービス課窓口、介護保険事業所等での相談体制の一層の充実を図るとともに、民間の認知症高齢者等個人賠償責任保険に関する情報につきましても、相談時の案内などを通じて広く周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。今現在は、こういった保険制度は、今、お考えになられてないということですが、一方で、いろんな自治体がこれから取り込もうかな、実際やっているところもございますけれども、なぜ自治体が始めるようになったのか。

これは、私は、やっぱり実際の介護を受けてある方、高齢者の方、いわゆる生活弱者です、こういった方が保険に入る余力があるのかどうか、そういった点をしっかりとやれば本市のほうでも考えていただければと思っておりますが、こういった点はいかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 県内でも、認知症高齢者等の個人賠償責任保険を導入している市町村がございますが、実際始められていても、民間保険の普及があつたりとか、利用者がそんなに増えていないとか、減っているような状況もございまして、やめられているところもございますので、全国の市町村の状況等も見ながら考えていきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） ありがとうございます。これが入られる方はいいんですよね。入られなかった場合は、個人で責任を負わなければならないといったこともございますので、しかも、先ほど申しましたように、生活的にはとにかく支援が必要な方とか、そういった

方が多いであろうと思われまますので、ぜひとも公共で、自治体のほうで考える方向性で、今後、検討していただければと思っております。

これもう例えば、こういったことはめったに起きないとは思いますが、起きた場合、個人ではとてももう賠償責任は取り切れないと、そういった場合がありますんで、被害者、加害者とも、なかなか大変な思いをするんじゃないかなと思います。そういった観点に立ちまして、再度、検討のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

そしたら、次の質問をさせていただきます。次は、賃貸住宅入居支援でございます。

本市では、高齢者や障がい者の単身世帯が増加しておりまして、民間賃貸住宅で入居を断られる、住宅確保要配慮者の課題が増えてきております。国の住宅セーフティネット、住宅制度により、自治体は入居支援の体制整備を進めることが求められていますが、本市ではどこまで取組が進んでいるのでしょうか。

まず、1点目伺います。高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の入居支援に、現在、どのように取り組んでいるか、お願ひいたします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） まず、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居支援についてお答えいたします。

単身の高齢者や障がい者など、いわゆる住宅確保要配慮者の方々からの住まいに関する御相談につきましては、福祉事務所内の困りごと相談室をはじめ、介護サービス課や地域包括支援センター、福祉事務所内の障がい者相談事業所などの関係窓口でお受けしております。

相談を受けた際には、まず、入居可能な公営住宅の状況を確認しまして、空きがある場合には窓口に案内するとともに、申込み手続の支援等を行っているところでございます。公営住宅に空きがない場合には、不動産業者への物件のあっせんを依頼し、必要に応じて賃貸借契約の手続等の支援も行っております。

民間の賃貸住宅におきましては、多くの場合、連帯保証人がいない方でも、民間の保証会社を利用することで入居が可能となっておりますが、中には、保証会社の審査が通らない場合や連帯保証人や緊急連絡先等が求められる一方で、頼れる方がいらっしゃらないというような方もおられます。そのような場合には、居住支援法人や身元保証や金銭管理等の支援を行っている法人等を紹介しながら、入居に向けた支援を行っているところでございます。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） ありがとうございます。いろんな窓口としては、困りごと相談とかでお話を聞いて、対応してくださっているということで分かりました。

結構こういった高齢者になられて、やっぱなかなか自分の条件と、先ほど申されました

ように公共を最初紹介してますよということなのですが、条件が例えば、1階が空いてなくて2階しかないとか、私は寂しいから猫とか、犬とか、ペットと一緒に住んでいるとか、そういったパターンも考えられると思うんですよね。

そういった人たちをいろんな形で、市として入居支援窓口の整備、民間住宅オーナーとの協力体制づくり、そういったものを、一言で言えば協議会みたいなもんですね、そういったものを地域で仕組みを構築できないかどうか、お伺いいたします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） まず、入居支援窓口についてになりますが、先ほどと回答が重なるところもございますが、まずは既存の窓口においてお受けしまして、対応しているところでございます。

相談件数や相談者お一人お一人が抱えておられる課題は、経済状況とか、健康状態、家族関係など、多岐にわたっておりまして、十分に対応し切れない場合もございますが、まずは、既存の相談窓口において状況を丁寧に把握しまして、その内容に応じて適切な支援の窓口へつなぐといった連携体制を継続してまいりたいと考えております。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 住宅確保要配慮者の支援のために、国は平成29年に、住宅セーフネット制度を創設いたしまして、入居を拒まないセーフティネット住宅の登録と公開を行っております。

しかし、入居支援や生活支援の不足が課題となったため、令和6年度に制度改正が行われたという状況がございます。その主な改正点のうち、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化がございます。

居住支援協議会の設置は、この具体的な取組の一つでございまして、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居促進を図るため、行政にとどまらず、福祉関係団体、不動産事業者、居住支援法人、医療福祉専門職、法律関係者、地域住民代表、必要に応じまして金融機関や保証会社など、様々な関係者が連携しまして、総合的、包括的な居住支援体制を整備していくというものでございます。

現在、住宅確保要配慮者からの相談につきましては、民間住宅オーナーとの直接的な連携はございませんけれども、市内の不動産事業者などの協力を得て、対応ができています状況でございます。

このような状況を踏まえますと、直ちに協議会を設置する必要性というものは感じておりませんが、今回のセーフティネットワーク制度が見直されました背景の一つにあります、単身高齢者世帯の増加につきましては、本市でも今後、増加が予想されるところでございます。

まずは、市内の住宅福祉関係部局、一層の連携を図りまして、併せて県内の先進事例を調査し、居住支援ニーズや課題、居住支援協議会について、十分調査していきたいという

ふうに考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。

今後のことなんですけれども、入居支援提案としまして、空き家バンクの活用の拡大、入居支援ワンストップ窓口の設置とか、見守りネットとの連携の強化、さっき部長がちょっとおっしゃいましたけどね、セーフティネット住宅登録の一層の普及、民間オーナーさんへのインセンティブの付与、いずれにしても、こういったものを本市で早急に、安心して住める住まいを確保する仕組みが必要と考えますが、総括して市の見解をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 11月末現在、朝倉市内のセーフティネット住宅は、16棟で19戸ございます。セーフティネット住宅をさらに促進し、住宅確保要配慮者の選択肢を広げるには、行政だけではなく、地域や民間の協力が不可欠であるというふうに考えているところでございます。

まず、社会全体で、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めることが重要でございます。そのためには、民間オーナーには家賃保証制度の活用と居住支援法人との連携を促し、安心して貸せる環境を整えていただくことが必要であるというふうに思っております。

また、不動産事業者等には、空き家・空室情報の提供、セーフティネット住宅や居住サポート住宅への登録促進、家賃債務保証制度や居住支援法人の活用案内、さらに、改修、リフォーム提案など、住まいの確保と生活の安定に寄与していただくことなどが望まれているというふうに考えております。

また、民間オーナーへのインセンティブ付与といたしましては、このセーフティネット住宅、居住サポート住宅の改修費支援としまして、国の補助制度がございます。また、市内の空き家のリフォームに対しまして補助いたします、朝倉市住宅補助事業等がございますので、そういった活用を御検討いただければというふうに思っているところでございます。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。今後ともこういった住まいに困る方がたくさん出られると思いますので、ぜひとも前向きにしっかりと検討をお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。次は、終活支援でございます。

前回、私は一般質問で、終活支援を含めた意味での空き家対策に特化したガイドブックを新たに作成するとの方針を伺いました。大変に前向きで感謝をしておるところでございます。

その上で、私はこのガイドブックが単なる記録冊子で終わらずに、高齢者の住まいの不

安を実際に解消するための実効性ある仕組みとして活用されることが重要であると考えております。空き家の増加は、防災、防犯、景観、地域力の低下など、多方面に影響を及ぼす重要課題であります。

ガイドブックの作成は大変評価すべき取組であります。冊子を作るだけでは十分な効果は得られないと考えております。市民に届き、使われ、行動につながる仕組みづくりが課題と思っております。

まず、市民の皆さんは高齢化が進む中で、自宅で住み続けたい方、それから施設入所を検討したい方、空き家になる可能性が高い住宅の所有者など、様々な状況が大きく異なっております。ところが当事者だけでは、どこに相談していいか分からない、家族の意向と本人の希望の調整が難しい、福祉、介護、住宅、相続など、分野が多岐にわたり連携は進まないという、そういった声が多くございます。

そこで質問でございます。ガイドブックは、市民にとって分かりやすい内容になっているかどうかであります。空き家所有者は高齢者に多く、制度や手続が複雑だと利用されない。それから、例えば、空き家になったら最初にやることは何か、相続の放置で起きる問題、売却、賃貸解体の選択肢など、分かりやすいチェックリスト形式の構成が必要と考えますが、市としてどのような内容を盛り込むようになっておりますか、伺います。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 空き家対策のガイドブックでございますが、これは空き家についての問題点や管理方法、空き家の売買や賃貸をする場合の手順、それから、空き家の解体に伴う補助金等の紹介などを掲載する予定でございます。

ガイドブックの内容につきましては、他の自治体のガイドブックも参考としながら、分かりやすい構成としたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） ありがとうございます。分かりやすいというのがやっぱ一番大事な点じゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目の質問なんですけれども、この空き家バンク専門家との相談の連動を図るべきだと思っております。ガイドブックを読んでも、最終的には、相談窓口や専門家につながらなければ解決はしません。まず、司法書士、宅建士、建築士、解体業者などとの連携、また、空き家バンクへの掲載誘導など、具体的なサポート体制を明記する考えはありますか、伺います。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 空き家対策のガイドブックには、空き家の相談窓口の掲載を予定してございます。具体的には、固定資産税に関すること、それから相続登記に関すること、土地の境界に関すること、建物や土地の売却、賃貸に関すること、建物の診断、リフォームに関することなど、それぞれの問合せ先を掲載する構成で考えております。ま

た、住まなくなった家を空き家バンクへ登録を促す専用のページも設けることとしてございます。

このようにガイドブック内に問合せ先等を掲載することで、利用される市民の方が気軽に専門の窓口へ御相談いただき、少しでも問題の解決につながることを期待しているところでございます。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） ありがとうございます。連携が取れるようにされているんだということに理解しました。

次の質問ですけれども、このガイドブックの効果を上げる配付方法について、単に市役所で配付するだけでは、おそらく必要としている方への手には届かないと思います。相続発生時の戸籍窓口での手渡し、それから、地域の自治会や民生委員さんへの配付、郵送による空き家予備群への事前通知など、積極的な通知が必要と考えますが、どのような配付、普及を検討しているかを伺います。

空き家は早い段階での対応が最も重要であります。ガイドブックを単なる情報冊子ではなくて、行動を促す実践ツールとして活用できるよう、積極的な取組を期待いたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） ガイドブックの配付に当たりましては、庁内関係部署のみならず、各コミュニティ協議会や地域包括支援センター、社会福祉協議会などにも配付していきたいというふうに考えているところでございます。

また、今後は空き家対策の一環としまして、出張空き家相談会の開催なども検討することとしております。こういったことで、ガイドブックを有効に活用していきたいというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。とにかく一番大事なのは、必要な方に手に届くようにということです。よろしくお願ひしたいと思っております。

今後のことなんですけれども、今回は空き家に特化したということがメインですから、今後のことになりますが、例えば、福祉、介護、住宅、空き家対策、権利擁護、これは成年後見制度ですね、そういったものとの具体的には記入後の相談窓口の設置であるとか、家族との意向の調整支援、住宅確保要配慮者支援事業との連動、空き家バンクとの情報共有など、行政がまずは伴走役となって調整することで、このノートがもっと生きてくるんじゃないかなと思っております。朝倉市としては、こうした調整機能構築を検討されるお考えがあるのかどうか、伺いたしたいと思います。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 議員御指摘のとおり、空き家問題は、相続や高齢化、福祉介護の課題と密接に関係しております。

現在、空き家対策につきましては、庁内の関係課会議によりまして、連携協力を進めているところでございますけれども、必要に応じて、こうした福祉介護部門も交えることで、まずは庁内の情報共有の強化を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） ありがとうございます。なかなか思ったようには進まないと思いますけれども、しっかり横の連携をつくっていただいて、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

次の質問に移ります。暑さと環境対策であります。

この夏の暑さ、今、冬だから暑さはあれですけれども、夏の暑さ対策と環境保全の観点から、公共施設におけるマイボトル専用給水機の設置について質問をいたします。

近年、猛暑日が増えまして、市民の皆さんが快適に過ごすための水分補給の重要性は増してきているところでございます。一方で、ペットボトルごみの増加は、環境負荷や廃棄物処理の課題とも直結しております。

そこで、マイボトルを持参して水分補給ができる給水機の設置は、暑さ対策と環境保全の双方に効果的であると考えておりますが、市のほうにお伺いをさせていただきます。

まず1点目でございますが、市内の公共施設、例えば新庁舎、学校、コミュニティセンターなどにおきまして、マイボトル専用給水機を進める計画があるかどうか、現状も含めましてお願いいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 学校関係、コミュニティ含めて、公共施設につきまして答弁させていただきます。

現在、マイボトル専用給水機につきましては、どこにも設置がないという状況でございます。また現在と現時点といたしましては、設置する計画もありません。

議員言われますように、熱中症対策やペットボトルごみ削減、この観点というものは大切だというふうに認識しております。水分補給の手段といたしまして、必要な量につきましては、水筒、それからマイボトル等で持参していただきまして、自ら確保をして、小まめな水分補給を行っていただきたいというふうに考えております。

またこういった水筒、マイボトルを持参することでの対策というものにつきましては、広報紙等による普及啓発につきましては、特に夏場に向けた時期に検討していききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。ちょっとがっかりしました。やっぱり市民目線で見ますと、市の新庁舎もできますから、まずは音頭を取るといいですか、新市庁舎に1つか2つぐらいあってもいいんじゃないかなと私は思いますけれども、仮に

マイボトルじゃなくても、給水所は予定あるのでしょうか。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） ウォータークーラーというような形になると思いますけれども、以前は、施設によっては設置しておいた事例もあるんですけども、衛生面の問題でありますとか、そういった部分もありまして、現在、故障をしたらそのまま撤去をしていくというような状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） ぜひともっていいですか、この暑さですんで、先ほども申し上げましたけれども、市のほうで市民の皆さんの健康維持といいですか、そういったものを考えて、できれば前向きに設置をお願いしたいと思っております。今後、検討していただけるか、もう一回、お願いします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） マイボトル専用給水機につきましては、県内でも幾つかの自治体で取り組んであるところの実績はございます。そういった設置している自治体の状況、情報を収集いたしまして、設置すべきだということになるかどうかは分かりませんが、調査をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。ごみ出し支援であります。

これはほかの議員さんも何度か言われましたので、重複する分もあるかと思いますが、ごみ出しが困難な方への戸別収集について伺いいたします。

市内には、高齢化や独居、障がいなどにより、そもそも自宅から収集所までごみを運ぶことが困難な方が確実に増えております。そこで質問でございますが、本市では現在、高齢者や障がい者を対象とした戸別収集サービスの実施状況はどのようになっているか、伺いいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 高齢者や独り暮らし、また、障がい等によりごみを出しにくいということで、お困りの方がいらっしゃるということにつきましては認識しております。これまでも何度も質問を頂きまして、回答をしてきたところでございます。このことにつきまして、また繰り返す部分もあるかと思っておりますけれども、説明をさせていただきます。

障がいをお持ちの方などのごみ出しに関しましては、まず、本日は可燃ごみにつきましては説明をさせていただきたいと思っております。

家族や近隣住民の協力を得ることが困難で、ごみステーションまでごみを持ち運ぶことができない方を対象に、現状といたしましては、担当課内部で一定の要件を設定いたしま

して、もうどうしようもならないとか、そういった区会長さんを通して相談等もごさいます。そういった際の判断といたしまして、一定の要件をクリアした場合、戸別収集を行っている事案もごさいます。これは、市内全域にもう一般的にやっていますよというレベルにはなっていないんですけども、対応していることにつきまして説明いたします。

今、説明をいたしました対応するための要件といたしまして、4点、内部として設定しております。1つ目は、介護保険において要介護2以上の認定を受けている、2つ目、身体障害者手帳の交付を受け、その等級が2級以上である、3つ目、療育手帳の交付を受け、その判定がA3以上である、4つ目として、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その等級が1級であるという4つの要件を設定して判断をしているところです。

ただ、この分につきましては、同居者がいる場合には、同居者全員がいずれかに該当していることということも要件として加わります。また、この要件をクリアいたしましても、実際に運ぶことができるか、できないかというところにつきましては、聞き取り調査等を行いまして、実施をしているという案件につきましては、あるというような説明の仕方になります。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） ありがとうございます。一定の条件、4つ頂きました。こういった方が本当にやっていただいて、ありがとうございます。感謝いたします。

その上で制度の対象外に置かれてしまっている方、困っている方、そういった方もグレーゾーンではありますけれども、ある一定数いらっしゃるのではないかなと思っております。例えば、足腰が弱く、家の前の階段や坂道が危険でゴミを運べない独居高齢者、それから、一時的な骨折とか病気でゴミ出しが困難になっている世帯、障がい者ではないんですけども実際には出せない方が、制度から漏れているのではないかなと思っております。

そこで質問なんですけれども、現行の障がい者向けの戸別収集だけでは対応できていない高齢者や一時的な困難者についても、対象を拡大すべきではないかと思っておりますが、市の見解をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 現在、本市でゴミステーションとして収集している場所が2,290か所のごみステーションを収集している状況です。現在といたしましては、収集体制、車両、人的なもの、そういったものを含めて、ぎりぎりでやっていっているという状況があることを御理解いただきたいと思っております。そういった状況でありますため、対象拡大をするということについては、非常に厳しい状況であるというふうに考えております。

戸別収集に該当されない方につきましては、可燃ごみ袋につきましては、一番多い利用としての大きい袋のほかに、小、それからミニといったような小さなごみ袋も作成しております。この小さいサイズのごみ袋を利用させていただくことで、ごみ袋の重さを軽くする

というようなことも、持ち運びしやすくするための方法として御検討いただければというふうに考えております。

またこれまでも説明してきておりますけども、シルバー人材センターのほうで、65歳以上の高齢者世帯、また、障がいをお持ちの独り暮らしの方を対象に、1回500円のワンコインサービスを提供されてありますので、その活用につきましても御案内をしているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。本当に言ってもいきなりはやっぱり難しいと思うんですけども、そういった困った世帯がこれからだんだん増えてくるんじゃないのかなと思っております。

例えば、対象者の把握やモデル地区での試験的な実施、そういった段階を追った取組というものが、今後、できないかどうか伺います。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 実験的という部分、また、先ほどの質問の中で、骨折等による一時的な収集ができないかということもございましたけども、ごみ収集を行います際には、車の大きさの関係もございます。

またどういうふうに回って収集をするという、時間短縮のための工夫等も行っているわけですけども、短期的に計画をいろいろ変えていくということも、大幅な車両、それから人員についての増大につながるということもございますので、現時点といたしましては、実験的という部分につきましても難しい状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） ありがとうございます。現状では難しいということをお聞きしました。難しいとこもございますけれども、私としては、やっぱり市民目線で、今後もしっかり一歩でも前進できるように質問を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（小島清人君） 6番徳永秀俊議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午後零時5分休憩